

研究の目的

2016年、私は日本の文化や歴史が外国人にどう学習されているのかを学ぶために、アメリカへ留学した。ある日韓国に詳しい友人が、右手の親指と人差し指をクロスさせて、写真を撮っているのを見かけた。話を聞いてみると、韓国でハートを表すものらしい。「ジェスチャーは、千差万別なのか」と思ったと同時に、それは韓国の手話なのか、という疑問を持った。そこから私は手話に対して興味を持ち始めた。

日本各地で今、手話が注目されている。手話言語条例という条例がある。地方自治体レベルでも25道府県、3区、164市、22町の計214自治体で手話言語条例を成立させている(2019年1月7日現在)¹。この条例は、手話の普及を謳い、都道府県、市町村レベルで採択され、自治体が担うべき役割について記している²。しかし、条例が存在していても、実際には手話を使う人たちはどれだけの恩恵を受けているのだろうか。

この論文の目的は、日本手話と手指日本語から見える手話の歴史を紐解き、「ろう者」が現在の日本社会の中で抱えている問題が生じた原因を明らかにすること、またそれらの問題の解決策を模索することである。そして、世界の国々の取り組みと比較しながら、日本社会が吸収すべきことを明らかにしたい。

各章の内容

「第1章 日本の手話」では、ろう者が作る「ろう文化」と、複雑な背景のもとに2つの手話が日本に存在することを紹介している。現在の世界は「聴者」が築き上げたものだが、ろう者が社会を築き上げたとしたならば、多くの道具やその機能が別のものにとって代わられたに違いない。その基礎となるのが「ろう文化」である。ろう文化で代表されるのは8つの要素からなる非手話表現である[松岡, 2015: 56]。

また、聴者が学ぶ手話と、ろう者が使う手話は異なっている[木村, 2011: 20]。日本手話は Japanese Sign Language、日本語対応手話は Signed Japanese と英訳され、日本語対応手話というよりも手指日本語という方がよい。なぜなら、日本語対応手話と言ってしまうと、日本語対応手話も手話の1つとして数えられてしまうからである。日本語では最後に手話とついているため、聴者は2つとも同じ手話だと思いがちである。

「第2章 言語学における手話」では、手話を学問的に言葉として捉えることができるかを考察した。この問いの答えは、音声言語と手話を比較した時に明らかになる。音声言語の音素は、手話では「手素」として存在し、綿密な分析が行われている。また、手話は肯定、否定、疑問を身体の動きや表情、目線で豊かに表現することができるのである。以上のことから、手話は音声言語と何ら変わらない言語として認めることができる。

「第3章 ろう者の人権問題」では、日本のろう者が就労・教育・司法の現場でどのような差別を受けているのかについて具体的な事例を取り上げながら、解決策を提言した。就労では、欠格条項によって、障害者についての差別や偏見が助長され、彼らに悪影響を及ぼしてきた事実がある。その被害者の一人は、聴覚障害のある女性、早瀬久美さんであった。彼女は1998年に菓

¹一般財団法人全日本ろう連盟 「手話言語条例マップ」 <https://www.jfd.or.jp/sglh/joreimap>

²一般財団法人全日本ろう連盟 「市町村モデル条例を策定するにあたって」

<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sglh/20140827-jorei-model-sakutei.pdf> (2018年12月31日ラストアクセス)

剤師試験に合格したが、聴覚障害を理由に免許の申請を断られた [毎日新聞, 2001年7月17日]。

法改正が進み、欠格条項は現在存在しないが、欠格条項が消滅したからと言って、ろう者が働きやすい環境が出来上がったわけではない。彼らの就労を支援するためには、国が中心となって企業が手通訳者を雇用できる体制を作る必要がある。

次は、ろう児（この場合、ろうの子供に注目しているのので、ここではろう児とする）の教育についてである。1880年、イタリアで開催された国際会議で、手話は下等な言葉である、という声明が出され、相手の唇の動きで言葉を読み取る口話法が推し進められた^{3,4}。結果、ろう者手話も音声言語もうまく使いこなせず、社会で孤立することにもつながった。

聾学校でバイリンガルろう教育という画期的な教育を行っているベトナムの例を紹介する⁵[木村, 2011: 40]。ベトナムでは、ホーチミン手話（ベトナム南部で使われている手話）と書記ベトナム語のバイリンガルろう教育が行われた。結果、当時中学校を卒業したろう者が1人もいなかった状況から、結果的に約20名もの大学進学者を輩出したのである⁶。この様に、ろうの生徒が学校で学ぶとき、手話を第一言語、書記言語を第二言語とすることが重要になる。

最後に司法では、ろう者に対しての社会的価値観を変える契機になった裁判員裁判制度がもたらすろう者への効果を影響した。ろう者が裁判員に選出された場合、手話通訳者が必要になる。裁判員制度前は、ろう者が裁判でのやりとりを聞くことすらできなかった。しかし、裁判員制度が導入されたことで、ろう者への情報提供が必須となり、ろう者の司法への参加に道が開かれたということができる。

「第4章 手話言語条例と手話言語法」では、弘前市手話言語条例を例に、これから目指される手話言語条例の在り方を提言した。弘前市は、青森県の中でも早期に手話言語条例を採択した自治体であり、2018年4月1日から施行している。ろう者に対する情報保障は、最も重要で、同時に最も困難である。これらを解決するために、早急にインターネットに接続された情報機器を普及させる必要がある。なぜならこれらの普及によって情報の素早い供給が可能になるからである。

「第5章 世界の手話—ニュージーランドを例に」では、手話を第3の公用語として法的に認めたニュージーランドで手話が公用語になるまでのプロセスと、ニュージーランド手話の歴史を参照し、そこから日本が取り入れられる政策や取り組みを提言した。日本の明治時期と同様に、1980年代前半までニュージーランドでは学校での手話の使用が禁止されていた⁷。その後、ニュージーランドでは、ニュージーランドろう協会が中心となって手話言語法の制定に向けて様々な活動が計画的に行われた。日本がニュージーランドから学べることは、手話とろう者に対する考え方である。それを達成するために行えることとしては、全国で公聴会を開き当事者の声を正確に吸い上げることなどが挙げられる。ろう者の想いを一番理解しているのろう者である。手話言語条例を採択する都道府県や地方自治体が増えている今、当事者も声を発しやすくなるのではないだろうか。

³ 2018年10月24日(水)に開催された「手話言語フォーラム in あおもり」でのパンフレットを参照。

⁴ 2010年、カナダのバンクーバーでミラノ会議の全ての決議を否定する決議がなされた [斉藤, 2016: 83]。

⁵ 手話を第一言語として使うろう者が、手話と音声言語の2つの言語を獲得することを目標にしているものである。

⁶ ベトナムは中学卒業の為に資格が必要で、それに合格しなければならない [ibid.: 132]。

⁷ THE METHODIST CHURCH OF NEW ZEALAND. 2006. *Hearing the word of God through deaf eyes.* http://www.methodist.org.nz/touchstone/lead_articles/2006/july_2006/deaf_ministry (2019年1月10日ラストアクセス)

「第6章 三位一体で作る社会とは」では、これまでの論を踏まえて①手話が公用語になるべき言語であるか、②ろう者は障がい者か、それとも言語マイノリティか、という問題について論じた。手話が公用語になることについては、言語は文化の要素であるということ踏まえ、公用語になるべきであると考えている。アメリカに留学した時、言葉や仕草、日本の文化は自然と身につけていくもの（身につけてしまうもの）であることに気付かされた。そして、それらが私のアイデンティティとなっていた。つまり手話を公用語として認めることは、ろう者の文化、ひいては存在を認識しているという聴者からの意思表示になるのである。

2つ目の問いに対する私の答えであるが、これはろう者は言語マイノリティであると考えている。第2章で見たように、日本手話は歴史的に長らく排除された言葉であった。その影響で、

「手話は言語ではない」という間違っただけの解釈がなされてしまった。ろうというハンディキャップは、社会によって作られるが、その社会の中で、彼らは日本手話という言語を使って生活している。よって日本ではろう者は言語マイノリティであると言える。聴者が作りあげてきた価値観が、ろう者を障がい者として捉えさせる原因となっている。

結論

手話に関して、日本社会が取り組まなければいけない問題は山積している。これを解決するためには日本社会のマジョリティだけではなく、マイノリティ（当事者）も主体的に取り組まなければならない。しかし、ろう者と聴者が互いに理解し合うことは容易ではない。その代表例が日本手話と手指日本語である。木村晴美さんは日本手話が言語であり、手指日本語とは全く異なるものであるという主張を20年近く続けているが、この考えは日本の聴者社会にどこまで浸透しているだろうか。

この論文は、聴者である男子大学生が執筆した。ここに書かれた訴えが日本社会に広がり、日本手話が公用語として認められ、最終的にろう者やろう文化、手話の正しい理解を持った人が増えていくことを望みたい。そして、手話は、日本にいながら異文化体験を可能にする唯一の言語である。異文化体験を望むのであれば、初手に手話を学んでみてはいかがだろうか。あなたの体験したことのない世界が広がっているに違いない。

参考文献

- 木村晴美 2011『日本手話と日本語対应手話（手指日本語） 間にある「深い谷」』生活書院。
齊藤道雄 2016『手話を生きる—少数言語が多数派日本語と出会うところで』みすず書房。
田門浩 2008『手話と法律・裁判ハンドブック』生活書院。
原大介 2009「手話言語における音韻論研究とは」『月間言語』、第38巻、第4号：16-23
早瀬久美 2004『心の耳—伝えたい。だからあきらめない。』講談社。
中島隆 2017『ろう者の祈り—心の声にきづいてほしい』朝日新聞出版。
松岡和美 2015『日本手話で学ぶ手話言語学の基礎』くろしお出版。
森壯也、佐々木倫子 2017『手話を言語というのなら』ひつじ書房。

Elissa, Newport. 1998 “Constraints on learning and their role in language acquisition: Studies of the acquisition of American sign language.” *Language Sciences* 1(10): 147-172.

Schick, Brenda. Marc Marschark. and Patricia Elizabeth Spencer. 2005. *Advances in the Sign-Language Development of Deaf Children*. Oxford: Oxford University Press.

参考 URL

弘前市手話言語条例素案

file:///G:/手話言語条例_弘前市.pdf (2018年12月6日ラストアクセス)

内閣府 2011「欠格事由に関して」

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_8/pdf/s1-1.pdf (2019年1月4日ラストアクセス)

Environment Court of New Zealand. 2007. 'SPEAK TE REO MAORI OR USE SIGN LANGUAGE'

<https://environmentcourt.govt.nz/te-reo-nzsl/> (2018年12月30日ラストアクセス)

New Zealand Sign Language. 'NZSL Act 2006 History'

<https://www.odi.govt.nz/nzsl/act-2006/history-of-the-new-zealand-sign-language-act/#intro> (2018年12月30日ラストアクセス)